

ていんさぐの会 会 則

沖縄小児在宅医療基金
ていんさぐの会

平成5年10月5日発効

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は 沖縄小児在宅医療基金 ていんさぐの会 と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地を会長宅に置くものとする。

(目 的)

第3条 本会は在宅医療を必要とする小児の在宅療育や社会生活を実現し、よりよい発育発達を促すことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)在宅医療を受ける小児の社会生活の質的向上を支援すること
- (2)在宅療育に携わる人々の活動を支援し、知識・技術の向上と普及を促すこと
- (3)在宅療育に必要な医療機器等を購入すること
- (4)その他目的を達成するために必要な諸活動を行うこと

第2章 会 員

(会員及び会費)

第5条 本会の会員は、この会の目的に賛同して入会する者とする。

2. 会員は本会の営むあらゆる事業に対し参加することができ、また本会の発行する資料の配布を受けることができる。
3. 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第6条 本会に入会を希望するものは、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(退 会)

第7条 会員は退会するときには、その旨を会長に届けなければならない。

2. 会員は会費を二年以上未納入のときは、自動的に退会となる。

(除 名)

第8条 会員が本会の名誉を毀損し、又はこの定款に反する行為をしたときは、役員会において十分な説明をし、その会員を除名することができる。

(会費等の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費およびその他の金品は、これは返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類)

第10条 本会には次の役員を置く。

(1) 会長 1人, 副会長 2人を含む 20名以内の役員

(2) 監事 2人

(役員を選任)

第11条 役員は会員の内から、総会にて選任する。

2. 会長は、役員の中から互選し、会員に報告する。

3. 会長は、副会長 2名を選任し総会に報告する。

(役員職務)

第12条 役員は役員会を構成し、業務の執行を決定する。

2. 会長は本会を代表し、会務を総理する。

3. 副会長は会長を補佐し、会務を処理するとともに会長に事故あるとき、又は欠けたときには、その会務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。

2 役員は再任を妨げない。但し補欠で就任した役員任期は前任者の残存期間とす。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の同意を得て、その役員を解任することができる。

(役員に対する報酬)

第15条 役員は無報酬とする。

(監事)

第16条 監事は本会の会計を監査する。

第4章 会 議

(種別)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は定期総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この会則に別に規定するものの外に、次の事項を議決する。

- (1) 収支決算
- (2) 事業報告及び事業計画
- (3) 会則変更
- (4) 役員を選任
- (5) その他役員会議で必要と認めた事項

2 役員会はこの定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 20 条 定期総会は年一回とし会長が招集する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があつた時に一ヶ月以内に開催する。

3 役員会は、会長が必要と認めたとき、または理事の 2 分の 1 以上からの会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(議 長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 22 条 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立する。

2 役員会は、委任状を含め役員員の過半数の出席をもって成立する。

(議 決)

第 23 条 議決は委任状を含め出席者の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 24 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 財産目録に記載された財産
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(会年年度)

第 25 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第6章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第26条 この会則は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解 散)

第27条 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければ解散できない。

(残余財産の処分)

第28条 解散するときに存する残余財産は、総会の決議をへて、本会と類似の目的とする他の団体に寄付する。

第7章 雑 則

(委 任)

第29条 この会則の施行について必要な事項は、会長が役員会の議決をへて別に定める。

附 則

この会則は、平成5年10月5日より効力をもつものとする。

この会則は、平成12年6月29日に一部改正となった。

この会則は、令和3年6月8日に一部改正となった。